

長寿医療制度について、 改めてご説明させていただきます。

「舛添大臣、なぜ長寿医療制度が必要なのですか？」

大臣 ▶ 世界一の長寿国、日本の医療費は今後ますます増大していきます。

これまでの制度が限界となる中で、
将来にわたり世界に誇る国民皆保険制度を守り、
高齢者が安心して医療を受け続けられるようにするために
長年にわたる議論を積み重ね、導入されました。

「なぜ75歳で区切る制度なのですか？」

大臣 ▶ 75歳以上の方々は、病院にかかる機会が多く、医療費も多くなりがちです。

これまでの制度も75歳以上の方が対象でしたが、
現役世代より軽い負担で、
きめこまかな医療を受け続けられるようにするためには、
より公平で安定的な制度が必要です。

そこで、75歳以上の方々の医療については、
税金で5割をカバーし、現役世代と高齢者の分担ルールを明確にし、
しっかりと支える仕組みとしたのです。

「受けられる医療や保険料の負担が不安です。」

大臣 ▶ 受けることができる医療は、これまでと変わりません。

むしろ、在宅医療、高齢者担当医など、より良いサービスが受けられます。

これまでは保険料をご負担いただく高齢者とご負担いただかない方がおり、
地域によって保険料に5倍もの格差がありました。

長寿医療制度の保険料は、すべての高齢者に公平にご負担いただいております、
地域格差も2倍程度に縮まります。

高齢者の負担を減らす改善策も実施していきます。

国民皆保険をすべての国民で支えていけるよう、ご理解をお願いします。

高齢者の方々の負担を減らすなどの改善策を実施します。

本年4月からの運用状況を踏まえ、6月12日に、次の2つを含む7つの改善策を決定しました。

改善策1 所得の低い方への配慮として、**保険料を引き下げます。**

改善策2 年金からの引き落としだけでなく、**保険料は手続きにより、口座振替も可能**になります。

[国民健康保険の保険料を正しく納付していた方、世帯主であるお子さんや配偶者がいる方(年金収入が180万円未満)が対象です。]

◎保険料に関するお問い合わせ・ご相談は、市区町村の窓口まで。